

令和元年度 第2回 高所作業車運転技能講習のご案内

労働安全衛生法第61条就業制限に基づく、作業床の高さ10m以上の高所作業車の運転業務に係る技能講習を下記のとおり開催いたします。多数受講下さるようご案内申し上げます。

記

1. 日時

学科	令和元年7月4日(木)8時50分~19時20分
実技	令和元年7月6日(土)8時20分~16時25分

2. 場所

学科	神戸東労働基準協会 研修室	神戸市中央区八幡通3丁目2-5 IN東洋ビル601号室
実技	川崎重工(株)神戸工場	神戸市中央区東川崎町3丁目1-1

3. 講習カリキュラム(17H及び14H)

	時間	講習科目	規定時間数	受講対象	会場案内等
1 日 目	8:30~8:50	受付		全員	
	8:50~9:00	オリエンテーション			
	9:00~11:00	運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間		
	11:00~11:10	休憩			
	11:10~12:10	作業に関する装置の構造等	1時間		
	12:10~12:50	昼食			
	12:50~14:50	作業に関する装置の構造等	2時間		
	14:50~15:00	休憩			
	15:00~17:00	作業に関する装置の構造等	2時間		
	17:00~17:10	休憩			
17:10~18:10	関係法令	1時間			
18:10~18:20	休憩				
18:20~19:20	<修了試験>	1時間			
実 技	8:00~8:20	受付		学科試験合格者	
	8:20~8:30	オリエンテーション			
	8:30~10:00	作業のための装置の操作	1時間30分		
	10:00~10:05	休憩			
	10:05~12:05	作業のための装置の操作	2時間		
	12:05~12:45	昼食			
	12:45~14:15	作業のための装置の操作	1時間30分		
	14:15~14:20	休憩			
	14:20~15:20	作業のための装置の操作	1時間		
	15:20~15:25	休憩			
15:25~16:25	<修了試験>	1時間			

4. 受講資格と受講料

区分	資格等	学科免除科目	受講料(消費税含む)			備考
			講習料	テキスト	合計	
①	移動式クレーン運転士免許又は、小型移動式クレーン技能講習修了者	*一般的事項に関する知識 ・原動機に関する知識	34,560	1,850	36,410	受講申込書に資格証の写しを貼付
②	・道路交通法第84条に基づく免許を有する者 大型特殊、大型、中型、準中型 普通自動車免許等を有する者 ・フォークリフト、車両系建設機械運転技能講習修了者等 ・建設機械施工技術検定合格者	・原動機に関する知識				

*注)当事務所では、一般的事項に関する知識の免除の取扱いはしていません。

5. 定員

40名 申し込み締め切り:令和元年6.21(金) ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法:

- 1)受講申込みは、ホームページにてお願いします。(写真ならびに受講資格証の詳細は受講申込画面にて確認下さい)
- 2)顔写真は修了証発行のため全員貼付、受講資格①又は②の方は、資格免許証も貼付して下さい。
- 3)受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合は、ご連絡下さい
- 4)受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)
・振込口座(みなと銀行 三宮支店 普通口座1756989 シャ)兵庫労働基準連合会神戸東事務所)

7. 受講時準備品:

受 付: 受講票及び本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住基カード、社員証等の何れか)
学 科: 筆記用具(鉛筆、消しゴム)、電卓
実 技: 筆記用具、ヘルメット、作業服上下、安全靴、脚絆、保護カネ、手袋、印鑑、昼食等

8. その他

- 1)遅刻、早退者は受講無効扱いとします。
- 2)納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが、受講日の5日前までに申出下さい
- 3)会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車は不可)

※ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。